
プロジェクト **国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号の修正案への対応**

項目 **本日の検討事項**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 経済協力開発機構（OECD）の BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）プロジェクトにおける行動計画に基づき、2021 年 10 月に OECD/G20 による包摂的枠組みとして「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための二本の柱からなる解決策に関する声明」が取りまとめられ、2021 年 12 月には「第 2 の柱モデルルール」が公表されている。この第 2 の柱モデルルールにおいては、国際的に最低限の実効税率を定めた上で、それを下回る国における最低税率での課税を確保する「グローバル・ミニマム課税」が導入されている。
3. 各国や法域において、第 2 の柱モデルルールの導入に向けた取り組みが進められており、我が国においても 2022 年 12 月 16 日に政府税制調査会より公表された「令和 5 年度税制改正大綱」（以下「税制改正大綱」という。）において、グローバル・ミニマム課税への対応として、法人税法が改正されることとなった。
4. また、国際会計基準審議会（IASB）の 2022 年 11 月のボード会議（以下「ボード会議」という。）において、第 2 の柱モデルルールが IAS 第 12 号「法人所得税」（以下「IAS 第 12 号」という。）を適用する企業の法人所得税の会計処理に与える可能性のある影響について議論を行っている。
5. ボード会議の結果、IAS 第 12 号を修正して、OECD の第 2 の柱モデルルールの適用から生じる繰延税金を会計処理する要求からの一時的な例外を導入すること等の暫定決定がなされ、2023 年 1 月に IAS 第 12 号の修正に関する公開草案が公表される見込みとなった。

本日の検討事項

6. 本日は、以上を踏まえ、2023 年 1 月に公表が予定されている IAS 第 12 号の修正に

係る公開草案に対するコメント・レターへの対応を念頭に、ボード会議の議論の内容と ASBJ 事務局の気付事項について、ご意見をお伺いしたい。

- (1) 2022 年 11 月 IASB ボード会議の概要_国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号の修正案への対応 (審議事項(4)-2)

以 上